

事務事業名		介護認定審査判定事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間	
	施策名	12 高齢者支援の充実			
	基本事業名	02 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりの推進		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 12 年度～) ☐ 期間限定複数年度【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		介護保険法第14条、第27条第8項		予算科目 会計 款 項 目 事業 06 03 01 01 00 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	気仙広域連合介護保険課		全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量(千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	
	課長名	近江 学			
	係名	介護保険係			
	担当者	清水 尚成	電話 21-1739	内線 -	

事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)
 気仙広域連合を構成する気仙管内2市1町(大船渡市、陸前高田市、住田町)の要介護認定申請者等について、介護認定審査会による認定審査(二次判定)業務を行う事業。
 構成市町から申請者の判定依頼を受けるとともに、審査関連資料(一時判定資料等)の提出を受け、審査内容を確認する。資料については、マスキング処理等により個人情報情報を削除したものを介護認定審査会資料としている。介護認定審査会は、医療・保健・福祉の各部門の専門家で構成する合議体(委員80名の中から5つの合議体を編成し、輪番制で審査判定を行っている)の委員が認定審査を行っており、概ね1週間前には開催通知と審査資料を送付している。委員は、介護認定審査会において、介護認定審査(二次判定)を行い、その判定結果を構成市町に通知する。
 事業費については、介護認定審査会委員への報酬、審査資料関係の消耗品等事務費から支出している。

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

構成市町から認定申請者の判定依頼、関連資料を受け、審査内容を確認。認定審査が実施される概ね1週間前に資料を送付。その後、認定審査を行い二次判定を決定する。その結果を構成市町へ通知する。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

認定審査会の開催のほか、審査会委員研修を実施し、審査判定基準の習得及び公平性の確保を図る。また、認定調査員研修を実施し、調査内容の精度の向上と平準化を図る。その他審査会委員の辞令書交付(3年に1回)。

② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

構成市町(管内2市1町)の要介護認定申請者等。

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

構成市町の要介護認定申請者等の審査判定が公平公正に行われる。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

適切な介護サービスの利用促進を図るなど加入・負担の平等性を保ち、介護保険制度の健全な運営が維持される。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 認定審査会開催回数	回
イ 延べ審査会委員出席者数	人
ウ 二次判定で一次判定が変更された割合	%

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 介護認定申請者数	人
キ	
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 介護度判定者数/介護認定申請者数	%
シ 二次判定で一次判定が変更された件数	件
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円					
			都道府県支出金	千 円					
			地方債	千 円					
			その他	千 円					
			一般財源	千 円	15,910	15,315	15,065	14,316	15,000
	事業費計 (A)		千 円	15,910	15,315	15,065	14,316	15,000	15,000
	人件費	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3
		延べ業務時間	時 間	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
		人件費計 (B)	千 円	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600
		トータルコスト(A)+(B)		千 円	37,510	36,915	36,665	35,916	36,600
⑤活動指標		ア	回	100	99	90	103	95	95
		イ	人	487	472	434	515	475	475
		ウ	%	3.1	2.9	2.3	2.4	2.6	2.6
⑥対象指標		カ	人	3987	3930	3591	4092	3800	3800
		キ							
		ク							
⑦成果指標		サ	%	100	100	100	100	100	100
		シ	件	123	115	82	100	100	100
		ス							

事務事業ID	1091	事務事業名	介護認定審査判定事業
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
平成12年、介護保険制度の開始に伴い必要となった。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
介護認定対象者数については、2市1町における高齢化の進行に伴い、今後も増加するものと思われる。
また、平成18年度当初に施行された介護保険法の一部改正では、要支援の対象範囲が拡大されたことから、同年度以降の介護認定申請者数が増大しているが、平成23年度以降においては、認定有効期間の延長などにより、申請件数が抑えられている傾向にある。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 公平公正な審査判定により、適切な介護サービスを提供することが可能となり、高齢者福祉サービスの充実に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 介護認定審査は、地方自治体で担うことが介護保険法で定められている。また、公平公正な判定を行うためにも必要である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 構成市町より判定依頼を受けた要介護認定申請者等が対象である。また、要介護度の審査判定は、各自自治体において差異が生じないように認定基準等が法令によって定められている。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 介護判定の実施は、現状で100%である。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 この事業の廃止及び休止により、要介護度の判定が行われなければ、介護を必要とする対象者が、現行法令において介護保険サービスを受けることができないことになる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費の主な支出は審査会委員報酬である。審査会は、法令で定められている最低限の出席者で実施しており、減員することができない。ただし、審査会委員の負担を考慮しながら、一開催あたりの審査判定件数を増やすなど、事業費の費用対効果を高める努力を継続して行っている。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 介護認定審査会は、委員の中に現役の医師や施設職員等を任命しているため、基本的に夜間に開催している。従事する職員は、審査会の開催時間に合わせて時差出勤で対応しており、時間外手当を削減するように工夫している。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 費用は構成する2市1町の介護保険特別会計からの負担金であり、介護保険料等を基本収入としているため、適正な受益者負担が図られている。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 一開催あたりの審査判定件数を増やすことで、認定審査会の開催回数を抑えているが、さらに審査件数を増やすことは審査会委員にかかる負担が増すこととなり、審査内容の希薄化が懸念されることから、現行法令化における審査判定では、現状の審査件数(審査会1回あたり約40件)が適正な審査判定を行う最大限に近い数値と考える。なお、審査時間の短縮を図るため、審査会委員には、事前に資料を送付し、独自の見解をもって審査会に出席していただいている。		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	介護認定審査会は、申請状況に応じて計画的に開催されており、また、審査会委員に対して事前に資料を送付するなど審査の充実を図る工夫もされていることから、常に迅速かつ適切な審査判定が効率的に行われている。今後も、審査会委員の確保をはじめ安定した審査会体制を維持しつつ、計画的な実施を継続していくとともに、構成市町との連携を図りながら、処理期間の短縮につながるよう引き続き事務事業の効率化に努めていく。